

## 地方事務所長等の支払保証委託契約等の権限に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、民事法律扶助業務及び震災法律援助業務における支払保証委託契約の締結等に関し、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の地方事務所長及び支部長（以下「地方事務所長等」という。）が有するセンターの代理人としての権限について定めることを目的とする。

### (予納金の納付及び支払保証委託契約の締結等の権限)

第2条 地方事務所長等は、業務方法書第43条第1項に定める民事保全手続における保証金の供託、業務方法書第43条第2項に定める予納金の納付及び業務方法書第43条第3項に定める支払保証委託契約をセンターのために締結する代理人としての権限を有する。

### (立担保の許可申請等の権限)

第3条 地方事務所長等は、センターが裁判所に対してなす支払保証委託契約又は第三者供託による立担保の許可申請、担保取消申立て及び担保物変換申立て並びにこれらに関連する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う代理人としての権限（復代理人の選任を含む）を有する。

### (裁判所保管金の提出権限)

第4条 地方事務所長等は、センターが裁判所に対してなす保管金の提出及びこれに関連する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う代理人としての権限（復代理人の選任を含む）を有する。

### (地方事務所長等に事故等があったとき)

第5条 地方事務所長等に事故があったとき又は地方事務所長等が前三条に規定する代理人としての権限を行使することについて被援助者との間で利益が相反するときは、地方事務所長の場合には地方事務所副所長が前三条に規定する代理人としての権限を有し、支部長の場合には地方事務所長がその代理人としての権限を有する。

## 附 則

この規程は、平成19年4月10日から施行する。

### 附 則（日本司法支援センター平成20年規程第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則（日本司法支援センター平成22年規程第5号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成24年規程第15号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成29年規程第7号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成30年規程第16号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。